

↓「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」報告書

報告書が示唆した

「社会福祉法人改革」の真意とは？

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会（座長・田中滋慶慶應義塾大学名誉教授）が、昨年9月27日の第1回から12回の検討会（表）での議論や関係団体のヒアリングをとりまとめた報告書「社会福祉法人の在り方について（以下、報告書）」を7月4日に公表しました。今回はこの報告書の概要と、それが意図する内容について筆者の意見を述べたいと思います。

報告書概要①  
列挙された5つの課題

報告書は5部構成になっており、第1部で「社会福祉法人制度の概要」、第2部で「社会福祉法人制度を取り巻く状況の変化」を記した後、第3部の「社会福祉法人の課題」において、以下のような5つの課題を列挙しています。社会福祉法人、とりわけ特養に関する検討会の現状認識を集約したものですので、ここで簡単に整理し

ておきましょう。

- 1 地域ニーズへの不十分な対応  
「一法人二実践」活動の推進など先駆的な取り組みもあるが、これら一部の社会福祉法人にとどまっている。また、このような取り組みが利用者や地域住民に十分に評価される仕組みが整備されていないため、社会福祉法人の役割や存在意義が広く認識されていない。
- 2 財務状況の不透明さ  
事業運営の透明性の確保が求められている一方で、財務諸表を自

主的に公表している法人は半数程度でしかない。このことが、社会福祉法人への住民の理解を阻害し、「内部留保についての説明責任が充分なされていない」と言われる要因になっている。

3 ガバナンスの欠如

社会福祉法人制度は、他の公益法人よりも高い義務を負う特別の法人制度として創設されたものだが、制度改革が進んだ他の非営利法人の制度と比較して、ガバナンスを確保する仕組みが十分でない部分がある。また、一部の法人で理事長が「あたかもオーナーであるかのように経営を行っている」等

表 「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」開催経過

日時	回数	議事内容等
平成25年 9月27日	第1回	○今後の社会福祉法人在り方について（フリーディスカッション）
10月28日	第2回	○社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について
11月18日	第3回	○社会福祉法人のガバナンスについて（法人の組織の在り方、透明性の確保について）
12月16日	第4回	○社会福祉法人の大規模化・協働化等について
平成26年 1月20日	第5回	○社会福祉法人の適正な運営確保について
2月20日	第6回	○イコールフットイングについて ○福祉人材の確保について
3月17日	第7回	○関係団体からのヒアリング①
3月24日	第8回	○関係団体からのヒアリング②
4月11日	第9回	○関係団体からのヒアリング③
4月21日	第10回	○関係団体からのヒアリング④
5月19日	第11回	○とりまとめに向けた議論について
6月16日	第12回	○報告書案について

の批判がある。  
4 いわゆる内部留保

「社会福祉事業等への積極投資や地域還元することなく内部留保を



**青木正人**  
株式会社ウエルビー代表取締役  
あおき・まさと ●1978年神戸大学経営学部卒業。福祉専門学校・高齢者福祉施設等の設立から運営を手がけるなど福祉関連事業の理論と現場に精通。介護福祉ビジネスの経営・人事労務・教育分野等のコンサルティングならびに自治体の福祉施策等のコンサルティングを展開

無為に積み上げている」という批判があるが、これについては他の社会福祉事業に投資として活用されているものもあり、また、施設の建て替え費用など合理的に説明可能な部分も多く、額だけで一律に論じられない面もある。ただし、内部留保を巡る論議は、「社会福祉事業を充実したり、社会又は地域に福祉サービスとして還元したりしないのであれば、その存在意義が問われる」という点にあり、これについては真摯に受け止める必要がある。

5 他の経営主体との公平性  
（イコールフットイング）

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームなど高齢者施設が多様化し、株式会社等の参入が進んでいるなかで、特養も低所得者への対応などにシフトするなど新たな役割が求められている。しかし、そうした法人は一部であり、株式会社など他の経営主体と異なる役割を果たしていることが地域住民などに伝わっていないとの指摘もあり、今後は地域ニーズの対応へのしつかりとした取り組みなしには存在意義を認めさせるのは難しいということ

報告書概要②  
求められている3つの役割

こうした現状の課題に対し、さらに第4部では「社会福祉法人の今日的な役割」として、具体的に以下の3つが示されています。

1 社会福祉制度のセーフティネットとしての役割

社会福祉法人については、歴史的経緯から法令や行政指導に適合することに重きを置いた事業運営がなされている。福祉サービスのノウハウや経験、専門人材や施設・設備を多く有しており、他の経営主体に期待できない福祉サービスを積極的に実施・開発し、福祉制度と福祉サービスの提供主体、両方のセーフティネットとしての役割を果たしていく必要がある。

2 措置事業を実施する役割

社会福祉制度は契約制度へと転換してきたが、虐待や認知症高齢者が増加するなか、措置の枠組みによる支援が重要になってきている。社会福祉法人に対しては、措置事業のサービスの質の向上を図るなど、多様な福祉ニーズに対応した役割が求められている。制度で対応できない福祉ニーズに対す

る取り組みなど主体的な改革が必要である。

3 地域における公的法人としての役割の再認識

社会福祉法人は公的な性格を再認識し、地域のまちづくりの中核的役割を果たせるよう、事業運営の内容や組織体制などについて、積極的に利用者・地域住民等の参画や情報提供を進め、地域の信頼を得ていくことが求められる。

世論を納得させるのは難しい

列挙された課題について、社会福祉法人の関係者の中には反論や不満もあるでしょう。内部留保についていえば、純資産の「その他の積立金」と「次期繰越活動収支差額の合計であり、保有する現預金と一致するものではない」という主張も誤りではないのでしょうか。

しかし、そのような反論を繰り返すだけでは、たとえ誤解の上に出上がった世論であっても、覆すことは難しいというのが私の率直な意見です。「内部留保」という用語自体、一般的には良いイメージとしてとらえられることのほうが少ないでしょう。政治経済学に

「合理的無知」という言葉がありますが、一般市民は専門性の強い分野のことに限ればしばしば誤解や勘違いをするものなのです。決して大衆が愚かなわけではなく、他にやるべきことがたくさんあり、正しい知識を持つために学ぶ時間をさけないためです。

一方で、大衆は自分たちの危機と認知できることに対しては強く意識します。まさに行財政改革がそうです。国の借金が1000兆円の大台を超えたという事態に対し、自分たちの危機として強く意識しています。それゆえ、行財政改革の必要性はもはや国民的コンセンサスになっており、規制緩和を善とする世論が醸成されています。こうした風潮を追い風に、安倍政権は「岩盤規制」の打破を唱え、規制改革会議で社会福祉法人を取り上げてイコールフットイングを求め、挙句に政府税制調査会で公益法人への課税についての抜本的見直しまでを示唆するようになったのです。もちろん、その背後には税収確保を本能とする財務省の思惑もあるでしょう。「アベノミクスで財政健全化を図る」と言われれば、厚生労働省も表立って



© leungchopan - Fotolia.com

反対しにくいはずですが。そして、これに呼応するかのように一連の新聞の報道が追い打ちをかけ、運営費の私的流用をしている社会福祉法人はごく一部であるにもかかわらず、世間的には「利益を抱え込み、税金を払わない」というイメージが刷り込まれていったわけです。

一方的な反論で「世間を説得する」のは至難といえます。

### 時代の変化に対応することも大切

今回の検討会の報告書も、列挙された課題を見れば批判色が強いものに映るかもしれません。しか

しその本旨は、むしろ社会福祉法人に対しエールを送るものとみなし、対応を考えるべきではないでしょうか。たとえば、内部留保について「介護老人福祉施設等の運営及び財務状況に関する研究事業」(平成25年3月)を引合いに出し、「他の社会福祉事業に投資されている部分はすでに活用されており、残りについても将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な部分が多いなど、必ずしも額だけで一律に論じられない」と前置きしていることから分かるように、検討会の委員は実情に理解を示し、福祉分野に市場原理はなじまないところがあることは重々承知しています。決して「イコールフットリングで多様な経営主体の参入を促せ」などと主張しているわけではありません。むしろ社会福祉法人の存続のために自己改革を求めるものであり、地域における公益的活動を期待し、経営規模拡大、外部監査、ガバナンスなどそのために何をすべきか縷々述べたもの、と解すべきです。

見逃すべきではないのは、報告書が強調する社会福祉法人の役割の変化です。時代が変わっても市場原理に左右されない公益性は社会にとって必要な要素ですが、時間の経過とともにその中身は変化します。措置制度から社会保険制度への移行で利用者本位のサービス中心となり、事前規制から事後規制の社会へ移行すれば「公のこ」とだから「通じていたものが逆に「だからこそ透明性が重要」ということになるのです。財務諸表の公表に積極的でない社会福祉法人の存在が、内部留保に対する誤解を招いている面もあるのですから、今まで以上に積極的に情報公開を行っていくことが大切です。

### 周囲の熱い期待に真摯にこたえるべき

規制改革の外圧に対しては、日本医師会の「混合診療解禁」をめぐる対応が参考になります。もともと医師会は「皆保険制度を形骸化する」などと猛反対していましたが、抗しきれないと見るや、「選択

療養制度」という形を打ち出し、改革に乗る姿勢に転じています。社会福祉法人の団体として、たとえば「同じ公益法人であるNPOは課税されている」と言われたら、「NPOにも優遇税制の拡充を行ったかどうか」と逆提案してはどうでしょうか。併せて、自ら改革方針を公表し、内部留保はこういう形で社会に還元し、地域に貢献していく——ということを、市民にもっと分かりやすい形で示すことです。

検討会の報告書は、高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯における認知症など「社会福祉制度の狭間のニーズ、市場原理では必ずしも満たされないニーズ」に取り組んでいく主体の必要性を訴え、「非営利組織は成熟社会が創り上げた財産であり、非営利組織の継続的な発展は成熟社会にとって欠くことのできない要素である」と謳い、社会福祉法人に同機能の発揮を求めています。まさにいま、この熱い期待に真摯にこたえていくべきときに来ているのではないのでしょうか。